

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件
控訴人 山縣 真矢 外7名
被控訴人 国

証拠説明書(控訴理由書第3分冊・甲A648から甲A654)

2024年(令和6年)5月28日

東京高等裁判所第24部民事部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子
ほか

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲A648	「法の下での平等」 (南野森編「憲法学の世界」(日本評論社、2013) 177頁)	写し	2013年7月	木村草太	近代以前、人は身分制秩序の下にあり、生まれながらの身分によって政治や法場で差別されていたこと、これに対して近代国家は身分制を排して国民の平等を基本原理とし、憲法に平等条項が設けられていること (177頁) アメリカやドイツで人種差別や「人間の区別」への対応の中で厳格な審査を求める解釈と判例法理が生成されたこと 日本国憲法の解釈としても、人を格下げする差別取扱いが平等原則の基本に反するものであるとの解釈がなされるべきこと (189頁から190頁)
甲A649	「法の前での平等」 (国家学会雑誌64巻1号26頁)	写し	1950年1月	伊藤正己	中世的社会の封建的階層組織はすべての人間を身分のなかにはめこみ固定的に地位づけて、この身分に法的権利義務を付着させる仕組みであり、政治的経済的不平等が支配していたこと (30頁、45頁12行目) このような中世的社会の否定

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

					のうちに近代的な自由と平等の観念が生まれたのであり(30頁末尾)、階級制度の崩壊は近代の平等思想の大きな成果であること(45頁14行目) 現行憲法は、上記の趣旨で貴族制度を禁止するとともに(14条2項)、中世的な身分が廃された社会のもとでも、社会的に生まれる種々の身分に対して平等思想が新しい意味を持つと考え、社会的身分に基づく差別を禁止していること(45頁15行目以下)
甲A650	「憲法とは何か」(岩波書店, 2006)抄本(8頁から13頁) (第1章「立憲主義の成立」一部)	写し	2006年4月	長谷部恭男	各人が自分の価値観を社会全体に押し及ぼそうとすることをそのまま認めればすべての人が人間らしい生活を送ることは不可能になること。人の生存に不可欠な権利・利益を不可侵のものとして確保する立憲主義はこのような事態を回避するために生まれた仕組みであること (伝統や国民感情についても「個人の尊厳と両性の本質的平等」に照らした吟味が必要であり、司法が「伝統的な婚姻の捉え方」をそのまま許容・肯定して婚姻制度の要件に反映させることは許されないこと)
甲A651	2021年2月25日衆議院予算委員会第三分科会議録	写し	2021年2月25日	衆議院	衆議院法制局も「憲法13条や14条等の他の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えなどは、いずれも十分に成り立ち得る」と答弁していること
甲A652	「同性婚と憲法上の権利・平等・制度」	写し	2024年1月	柴田憲司	柴田憲司教授は、本件訴訟と同種訴訟の福岡地裁令和5年6月8日判決や東京地裁判決

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

	(法学教室 No. 520(2024) 55頁)				(一次)が、同性愛者が婚姻の法的効果を一切享受できず「家族」と承認されないことが「憲法24条2項に違反する状態」にあるとしつつも、同性カップルの保護の制度構築には立法府に複数の選択肢がある等として「憲法24条2項に反するとまでは認めることができない」としたことについて、「この立論によると、およそ立法不作為の事案では違憲判断が出せなくなる」「立法不作為の解消手段の選択肢の多様性の問題は、実体的な合憲・違憲の判断を左右するものではなく、当事者の請求(特に地位確認請求等)の認容・棄却の判断(救済・後始末)に位置する問題である」等と批判していること等
甲A653	「同性婚東京第一次訴訟」(法学セミナー No. 819(2023) 130頁)	写し	2023年4月	石塚壮太郎	石塚壮太郎准教授は、本件訴訟と同種訴訟の東京地裁令和4年11月30日判決が、同性愛者がパートナーと家族になるための法制度がないことは憲法24条2項に違反する状態にあるとしつつも、法制度の選択肢が多様であるからという理由で違憲とはしなかつた点について、「そうであるとすれば、平等原則違反や立法不作為の事案については、およそ違憲とすることができないという事態になりうる」「ここでの『違憲状態』は『違憲無効ではない』というレベルで違憲確認的に用いられていると考えられるが、少なくとも本件では違憲判断の効力が直接問題となることはないため、違憲といって差し支えなかったはずである」と批

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】 【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

					判していること等
甲A654	「同性婚訴訟の次のステージへ：札幌高裁判決をいかに受け止めるか」 (世界 2024年6月号184頁)	写し	2024年6月	駒村圭吾	駒村圭吾教授は、本件訴訟と同種訴訟の各種判決における「違憲状態」との判示について、「同性婚訴訟は、ある特定の法規定を違憲・無効として排除するケースではなく、同性カップルを組み込む立法措置がなされていないこと（立法の不存在）が問題になるケース」であり、「違憲と判断されれば、あとはそれをどうにかするための新たな立法措置が求められるだけなので、違憲「状態」という《みねうち》的な表現で執行猶予にする必要はない。」と非難していること等